

千葉県条例第 号

千葉県議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
千葉県議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年千葉県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次条第1項」を「次条第2項」に、「50,000円の額」を「政務調査費全額を会派に交付すること」に改め、「選択した会派」の次に「を除いた会派」を加える。

第3条第1項及び第2項を次のように改める。

政務調査費の月額（以下「基準月額」という。）は、議員1人当たり300,000円とする。

2 会派に対する政務調査費の月額は、基準月額の範囲内で各会派が定める額（以下「会派交付額」という。）に各月の初日（次項及び第4項において「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数（以下「所属議員数」という。）を乗じて得た額とする。

第3条第6項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 基準日に交付対象議員である議員に対する政務調査費の月額は、基準月額から会派交付額を減じて得た額とする。

第10条第4項中「場合」の次に「又は政務調査費の交付を受けた交付対象議員が会派を異動した場合において」を加える。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 平成22年4月1日から平成23年4月30日までの間において交付する政務調査費に係る基準月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の千葉県議会政務調査費の交付に関する条例第3条及び第10条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費に

については、なお従前の例による。



議 案 説 明

政務調査費の月額を暫定的に引き下げるほか、会派による交付金額の選択ができるようにするため、条例の一部を改正しようとするものであります。